5－4　緑の整備に係る施設緑地等の配置方針及び整備目標

1）配置方針

施設		配置方針
都市公園	街区公園	・１人当たり整備量が１㎡／人に達していない地区を中心に配置する。 ・新たな公園の配置では生産緑地地区の積極的活用を図るほか、概ね500㎡以上の既設児童遊園・こども広場・青少年広場（市有地）を街区公園として位置づける。 ・深沢地域国鉄跡地周辺地区に対しては、開発計画に基づく配置を行う ・今後の住宅開発地に対しては、鎌倉市開発事業指導要綱に基づいて整備される提供公園を街区公園として位置づける。
	近隣公園	・近隣公園は、公園用地の確保が見込まれる土地をもつ、大船・深沢・玉縄・腰越地域の市街地を中心に配置する。 ・配置にあたっては、生産緑地地区や概ね1.0ha程度の規模をもつ青少年広場（市有地）等を積極的に活用する。 ・用地等の関係から近隣公園の配置が難しい住区については、地区公園や総合公園で対応する。
	地区公園	・市の東部に位置する源氏山公園、南部に位置する笛田公園に対応するものとして、北部をカバーする公園を玉縄地域に配置する。 ・南部地域については、既設の笛田公園がスポーツ公園としての性格をもつことから、地域住民の憩いの場となる地区公園を新たに１ヵ所整備する。
	総合公園	鎌倉中央公園、鎌倉海浜公園を総合公園として整備する。
	風致公園	（仮）腰越２号緑地、散在ガ池森林公園周辺、（仮）六国見山森林公園、明月荘・旧川喜多邸・華頂宮の庭園、（仮）夫婦池公園、浄明寺緑地を風致公園として整備する。
	歴史公園	永福寺跡、玉縄城跡、北条氏常盤亭跡、御谷を歴史公園として整備する
	緑地	現在の開発緑地を都市緑地として位置づけるとともに、このうち一定の面積があり、利用可能なものについては公園としての整備を図る。
歩行空間	遊歩道	既設のハイキングコースに加え、上記の総合公園や風致公園、歴史公園等を結ぶ形で丘陵・谷戸等への遊歩道を整備する。
	歩道	今後の都市計画道路の整備にあわせた整備を行う。

表5－2　施設緑地の整備目標

種別＼年次		現況（1995年）						5年後（2000年）						中間年次（2005年）						目標年次（2015年）					
		市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域		
		箇所	面積(ha)	㎡／人	箇所	面積(ha)	㎡／人	箇所	面積(ha)	㎡／人	箇所	面積(ha)	㎡／人	箇所	面積(ha)	㎡／人	箇所	面積(ha)	㎡／人	箇所	面積(ha)	㎡／人	箇所	面積(ha)	㎡／人
住区基幹公園	街区公園	162	16.0	1.0	165	18.0	1.1	182	16.6	1.0	187	18.6	1.1	191	18.0	1.1	196	20.0	1.2	213	21.4	1.3	218	23.4	1.4
	近隣公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2.0	0.1	2	2.0	0.1	6	9.0	0.5	6	9.0	0.5
	地区公園	1	1.9	0.1	2	11.4	0.7	1	1.9	0.1	2	11.4	0.7	1	5.9	0.4	2	15.4	0.9	1	5.9	0.3	3	20.3	1.2
都市基幹公園	総合公園	1	5.0	0.3	1	6.6	0.4	2	13.5	0.8	2	15.1	0.9	2	28.7	1.7	2	30.3	1.8	2	65.4	3.9	2	92.0	5.4
	運動公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基幹公園計		164	22.9	1.4	168	36.0	2.1	185	32.0	1.9	191	45.1	2.6	196	54.6	3.3	202	67.7	4.0	222	101.7	6.1	229	144.7	8.5
特殊公園	風致公園	-	-	-	1	12.9	0.8	1	6.1	0.3	3	26.5	1.5	5	20.6	1.2	8	46.1	2.7	5	21.5	1.3	8	79.6	4.7
	歴史公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.9	0.2	3	4.6	0.3	4	13.4	0.8
都市広場		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広域公園		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
緩衝緑地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都市緑地		6	6.2	0.4	6	6.2	0.4	8	23.3	1.4	8	23.3	1.4	52	32.3	1.9	70	48.5	2.8	51	29.4	1.8	68	41.9	2.5
緑道		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都市林		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国の設置によるもの		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都市公園計		170	29.1	1.7	175	55.1	3.2	194	61.4	3.7	202	94.9	5.6	253	107.5	6.4	281	165.2	9.7	281	157.2	9.4	309	279.6	16.4
児童遊園、青少年広場等		43	8.7	0.5	46	8.8	0.5	43	8.7	0.5	46	8.8	0.5	32	5.3	0.3	35	5.4	0.3	32	5.3	0.3	35	5.4	0.3
県立フラワーセンター		1	6.0	0.4	1	6.0	0.4	1	6.0	0.4	1	6.0	0.4	1	6.0	0.4	1	6.0	0.4	1	6.0	0.4	1	6.0	0.4
公共施設緑地計		44	14.7	0.9	47	14.8	0.9	44	14.7	0.9	47	14.8	0.9	33	11.3	0.7	36	11.4	0.7	33	11.3	0.7	36	11.4	0.7
都市公園等合計		214	43.8	2.6	222	69.9	4.1	238	76.1	4.5	249	109.7	6.5	286	118.8	7.1	317	176.6	10.3	314	168.5	10.0	345	291.0	17.0
民間施設緑地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施設緑地計		214	43.8	2.6	222	69.9	4.1	238	76.1	4.5	249	109.7	6.5	286	118.8	7.1	317	176.6	10.3	314	168.5	10.0	345	291.0	17.0

図５－１　公園計画図
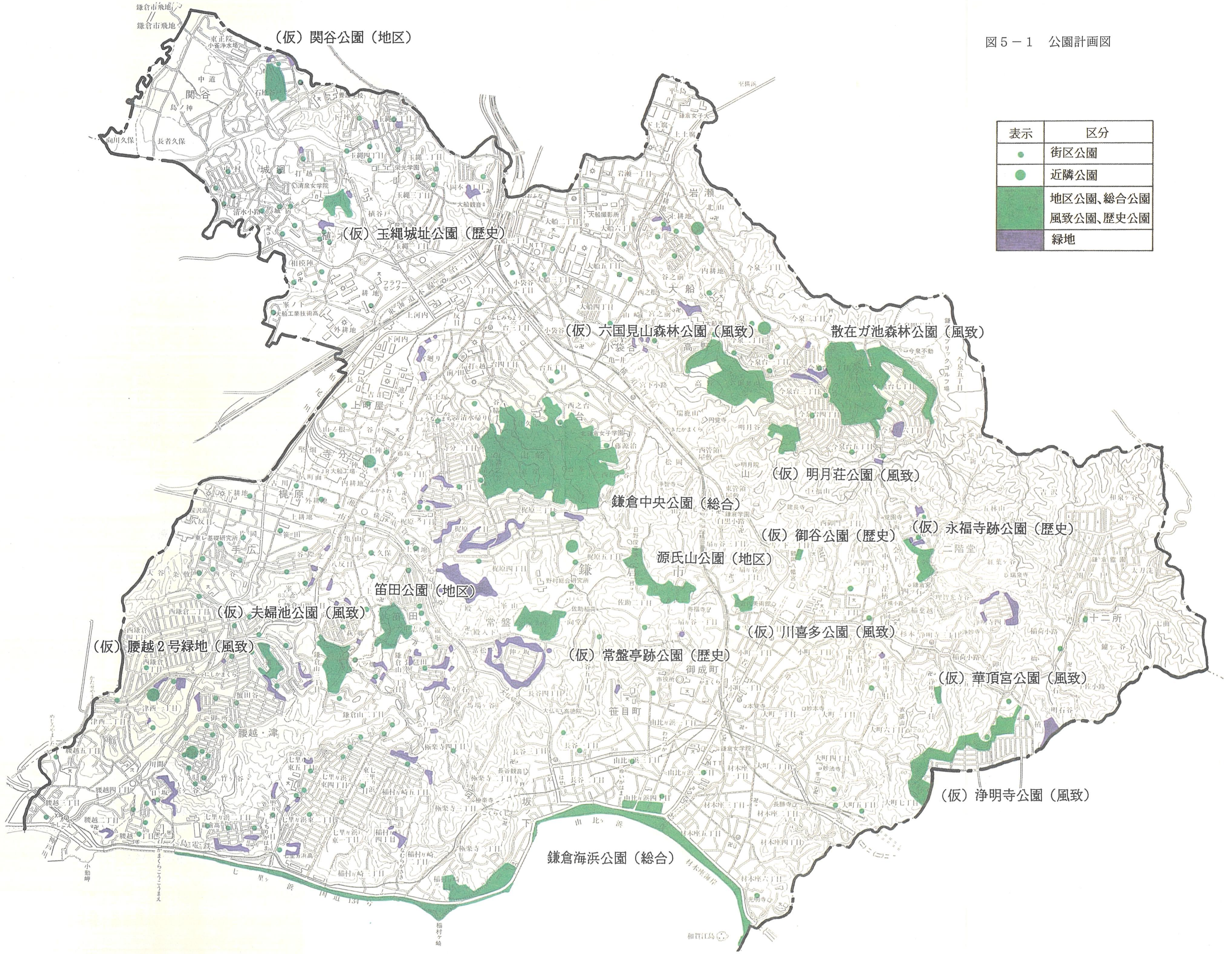
表示	区分
●	街区公園
●	近隣公園
（緑色）	地区公園、総合公園 風致公園、歴史公園
（紫色）	緑地